

2025年度バングラデシュ国別研修
「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた能力強化」に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、バングラデシュ政府の「ジェンダーに基づく暴力撤廃（以下 GBV）」を担当する様々な関係者に向け、ジェンダーと GBV に関する理解を深め、同国、特に南部においてロヒンギャ避難民を多く受入れているコックスバザール県内での、被害者中心アプローチに基づく取組が促進されることを目的に実施するものです。

本業務の遂行にあたっては、独立行政法人国立女性教育会館（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算した上で契約を締結する予定です。

特定者は 1977 年に文部省の附属機関として設立され、設立以来国内外の女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修及び女性教育に関する専門的な調査及び研究等を実施してきました。外国人を対象とした男女共同参画推進にかかる交流や研修には累計 500 人以上の受入実績があり、ジェンダーに基づく暴力についてもセミナー開催実績を有する等、同分野における専門的知識及び豊富な研修実施運営ノウハウを有しています。

これら実績において、本研修講義の構成、講師や視察先のアレンジ、および本研修の進行監理として同様の手配・調整において問題なく行うことが出来ると想定されます。

特定者は、以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1 業務内容

- (1) 業務名：2025 年度バングラデシュ国別研修「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた能力強化」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：「業務仕様書」のとおり
- (3) 実施期間（2025 年度）：
来日 2025 年 7 月 6 日～2025 年 7 月 26 日（予定）
- (4) 契約履行期間（2025 年度）：2025 年 6 月初旬～2025 年 10 月下旬（予定）
契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

2 応募資格

(1) 基本的要件：

- 1) 公示日において、令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
- 2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第 1 条第 1 項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

3 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認書の提出	提出期間	2025年3月13日(木)正午まで
	提出場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
	提出書類	参加意思確認書(別紙3)、同確認書で提出を 求められている資料等
	提出方法	メール。下記欄外の「メール送信の際の留意 点」を参照の上、提出期限までに必着。
	通知日	2025年3月17日(月)
(2) 審査結果 の通知	通知方法	メール
	請求場所	JICA 東京 産業開発・公共政策課
(3) 審査結果 についての理由 請求	請求方法	メール
	請求締切日	2024年3月21日(金)
	回答予定日	2024年3月27日(木)
	回答方法	メール

提出書類:

- 1)参加意思確認書(様式 1)
- 2)令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3)提出場所・メールアドレス
〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5
JICA 東京 産業開発・公共政策課(担当:香川)
Email: tictip@jica.go.jp 電話:03-3485-7630

【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は20MB以下とすること。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書(様式1)のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)のURLと同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する(ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ一報すること。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト(GIGAPOD)が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に(土・日・祝日を挟む場合は翌営業日の17時まで)受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受け付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めません。

以 上

2025年度バングラデシュ国別研修
「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた能力強化」
研修委託契約 業務概要

1. 研修コース概要

- (1) 研修コース名 バングラデシュ国別研修「ジェンダーに基づく暴力撤廃に向けた能力強化」
- (2) 技術研修期間（予定）
2025年7月6日～2025年7月26日
- (3) 研修員（予定）
 - 1) 定員 14名（応募状況や選考の過程で、変更の可能性あり）
 - 2) 研修対象国 バングラデシュ
 - 3) 研修対象組織・対象者
女性子ども省/Ministry of Women and Children Affairs (MoWCA) をカウンターパートとし、バングラデシュ南部コックスバザール県の GBV 対応に直接・間接的に関わる関係者、MoWCA、保健省、司法、コックスバザールの社会福祉局、警察、難民救援帰還委員事務所(以下、RRRC とする)、支援 NGO 関係者等、計 14 名
- (4) 研修使用言語 英語
- (5) 研修の背景・目的
バングラデシュ南部に位置するコックスバザール県は、100 万人近くのロヒンギャの人々をミャンマーからの避難民として受け入れている。2017 年 8 月に発生したロヒンギャ危機から 7 年半が経つが、問題の長期化により、避難民を受け入れているホストコミュニティに対して大きな負担となっている。
同県は、バングラデシュ国内においても特に貧しい地域であり、ロヒンギャ危機以前から、人身取引あるいは人々の非合法的な国境を超える移動も大きな課題だった。さらに、ジェンダーに基づく暴力（GBV）も大きな社会問題であり、親密なパートナー間の暴力、児童婚、児童労働、重婚、性的搾取等の様々な GBV が発生している。昨今は避難民の少女とホストコミュニティの男性の重婚や非合法的な結婚も大きな問題となっている。
こうした背景の下、本研修は、ホストコミュニティの GBV 対応に関わる関係者、特に MoWCA、保健省、司法、コックスバザールの社会福祉局、警察、支援

NGO、さらにロヒンギャ避難民のキャンプ内で対応する RRRC 等の対応能力を強化し、特にホストコミュニティ、その延長線上にロヒンギャ避難民への裨益を目指すものである。

課題は、現地政府の支援関係者間の保護の対応において、被害者中心アプローチが徹底されていない点にある。その背景には、GBV 対応に関わる各省庁等の幹部を含めて、対応関係者間のジェンダーに関する基礎的な知識と GBV に関する理解不足がある。またそれによって、政府の支援関係者間における円滑な連携も不十分である。よって、本研修は一定の権限を持つ幹部層を研修対象とすることで、直接・間接的にコックスバザール県のロヒンギャ避難民キャンプ及びホストコミュニティにおける GBV 対応の促進を図る。

本邦研修では、ジェンダー分野における基本的な知識や視点、国際基準である被害者中心アプローチとその取組、GBV の撤廃に向けた日本の関連政策や制度、行政および民間の取組みについて学ぶ機会を提供する。本研修を通じて、ジェンダー・センシティブリティを養い、GBV の構造的な発生と被害当事者の置かれた立場を理解し、支援者間の連携を通じた GBV 対応の在り方を思考し、アクションプランを作成することを支援する。また、本研修後、研修員は現地で GBV 対応の関係者に対する研修を実施・貢献することで、本邦研修で得たことが期待されていることから、アクションプランの一つは、現地で実施する研修案の作成とする。

本研修を通じて、研修参加者がジェンダー平等の意識を強く持ち、各 GBV 被害当事者の視点に立って自律的に対応を行っていくことを目指す。そして、沈黙を破る GBV 被害者が増えるとともに、心身の健康の回復と自立・社会復帰に向けて適切な支援サービスを受けることができる社会の構築をめざす。

(6) 案件目標

研修参加者のジェンダー・センシティブリティが高まるとともに、GBV や被害者中心アプローチ、支援者間の連携の重要性に関する理解が深まり、被害者中心アプローチに基づく実践への動機が高まり、バングラデシュ国内における具体的な取組の計画が策定される。

(7) 単元目標（アウトプット）

- 1) 日本における GBV 撤廃に向けた取り組みの経験や知見・教訓、課題が共有される。
- 2) 研修参加者のジェンダーに関する基礎的な知識が増え、ジェンダー・センシティブリティが高まる。
- 3) GBV 対応の方法と支援者間の連携の重要性の理解が深まる
- 4) GBV 対応強化のための在外補完研修のプログラムを含むアクションプランが作成される。

(8) 研修内容

ジェンダーや GBV の基本的な視座を学び、日本の GBV 対応の取組例を通じた具体的な落とし込みを学ぶことで、理解を深める。また、振り返りや研修員間の意見交換のピア・ラーニングを通じて、各研修員の理解と研修員間の関係性を深める。

1) 手法

講義、意見交換、ワークショップ、視察等、効果的な手法を検討・採用する。

2) 想定するテーマ

- ジェンダー関連の基礎知識・概念
 - ・ ジェンダー、ジェンダー規範、ジェンダー平等、女性のエンパワメント、交差性、男性の巻き込み、有害な男らしさ、ジェンダー主流化等。
 - ・ 意識的及び無意識の偏見の是正のワークショップ、等
- 被害者中心アプローチを含む GBV 対応
 - ・ SGBV 概念、SGBV の本質・背景・要因・形態・特徴、人権や人間の安全保障や人権と SGBV の位置づけ、SGBV 被害による社会・経済的コスト、トラウマや心理的影響、被害者支援に必要な心構えやスキル（被害者中心アプローチに基づく支援のあり方、相談や保護、自立・社会復帰支援において必要なスキル、セルフケアのあり方等）
 - ・ 女性や子どもと SGBV、災害時と SGBV、日本の横断的な対応の概要、等。
- ケースマネジメントを含むワンストップセンターやシェルター（GBV と母子関連）
- 日本の警察の対応状況
- 日本の官民連携の好事例及びその必要性・重要性
- 日本における早婚や一人親へのスティグマへの対応状況
- 加害者更生の観点による男性と GBV
- 日本の非常事態発生時・事後の GBV 対応・体制
- 性的指向・性自認・ジェンダー表現・性の身体的特徴（SOGIESC）の基礎知識（特に GI と SC）及び日本における GBV 関連の対応
- 日本のホットライン
- 日本のオンライン SGBV の対応
- 在外補完研修の計画を含むアクションプランの策定（策定のガイダンスに係るワークショップ等含む）
 - ※ テーマは、実際の参加者の状況を鑑みて調整する。

3) 研修事前・事後の研修員の理解度等、研修成果を測る。

4) 当機構が実施するプログラム

集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間（予定）

2025年6月初旬～2025年10月下旬

（この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます）

(2) 業務の概要

バングラデシュ政府のGBV対応の様々な関係者に向け、日本のGBV対応の取組例などを通じてジェンダーとGBVに関する理解を促進し、振り返りや研修員間の意見交換のピア・ラーニングなどを通して研修員の理解促進を図る。

(3) 詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐

- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書の期日の記載があればその記載の期日までに）提出する。

4. 留意事項

1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を2名配置予定です。研修監理員は、JICAが実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICAは登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（委任契約）。

（2）研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。

（3）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。

（4）研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html

以上